佐倉市入札金額内訳書取扱事務要領

（趣旨）

第１条　この要領は、建設工事及び製造その他の請負契約に係る競争入札において、入札参加者から当該入札において提示した入札書に記載する金額の積算内訳を示す書類の提出を求める事務について、不正行為の防止等に資するとともに、入札参加者の積算能力の向上及び市の積算における精度向上に資することを目的として､法令等別に定めるもののほか､必要な事項を定める。

（対象事業）

第２条　入札書に記載する金額の積算内訳を示す書類(以下｢入札金額内訳書」という。) の提出を求める事業は、市長が発注する競争入札に付する事業のうち、当該事業の予定価格を入札執行前に公表する事業とする。

ただし、単価契約により発注する事業等で、第４条の規定による入札金額内訳書に記載する項目について、内訳を記することが困難と思われる事業にあっては、対象としないことができる。

（提出等の周知）

第３条　市長は、競争入札に付する事業に関し、入札金額内訳書の提出の有無について、一般競争入札に係る公告又は指名競争入札に係る通知により、あらかじめ、その旨を明らかにし、周知しなければならない。

（入札金額内訳書の内容）

第４条　入札金額内訳書には、自己の名称又は商号、事業名称、開札日を明記しなければならない。

２　入札金額内訳書に記載する項目等は、次の各号のとおりとする。

（１）土木関係工事は、設計書鏡、設計概要、内訳細別（新土木工事積算体系の工事工種体系における細別）とする。

（２）建築関連工事は、設計書鏡、設計概要、科目内訳、中科目内訳とする。

（３）その他の事業にあっては、前２号を準用するものとする。

３　入札金額内訳書は、別記様式に定めるもののほか、事業担当課長が提示した書式又は競争入札に参加する者がこれに準じて作成する任意書式によることができる。

（入札の無効）

第５条　入札金額内訳書の提出を求めた入札において、入札金額内訳書の提出のないとき又は次の各号のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

（１）入札金額内訳書に重大かつ明白な不備があるとき。

（２）入札書の金額と入札金額内訳書の合計金額が大幅に異なるとき。

（保管）

第６条　提出された入札金額内訳書は、当該事業に係る設計図書とともに、事業担当課において保管するものとする。

（補則）

第７条　この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度関係部局と協議するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成１５年７月１日から施行する。施行日前の入札にあっては、従前の措置によるものとする。

（経過措置）

２　入札予定価格の事前公表に係る事務取扱要領（平成１３年５月１日施行）第３条第１項第３号に規定する事業にあっては、平成１５年８月１日から運用する。

附　則

（施行期日）

この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１７年７月１日から施行する。

附　則（令和３年３月３０日決裁　佐契第１２０１号）

この要領は、令和３年４月１日から施行する。